

議案第 61 号

伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 6 月 5 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成 16 年伊賀市条例第 254 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 25 号を削り、第 26 号を第 25 号とし、第 27 号を削り、第 28 号を第 26 号とし、第 29 号を削り、第 30 号を第 27 号とし、第 31 号を削り、第 32 号を第 28 号とし、第 33 号から第 37 号までを 4 号ずつ繰り上げる。

第 3 条中「第 31 号」を「第 27 号」に、「第 32 号から第 37 号」を「第 28 号から第 33 号」に改める。

別表第 1 青山上津グラウンドの項、青山博要グラウンドの項、青山上津体育館の項及び青山博要体育館の項を削る。

別表第 2 青山上津グラウンドの項、青山博要グラウンドの項、青山上津体育館の項及び青山博要体育館の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。